

大崎市病院事業R P A (Robotic Process Automation)

ソフトウェア整備業務

仕様書

令和7年1月

大崎市病院事業

1 件名

大崎市病院事業R P A (Robotic Process Automation) ソフトウェア整備業務

2 目的

大崎市病院事業において、電子カルテシステムを基幹システムとする総合運営システム（大崎市病院事業総合運営システム運用管理規程（平成23年大崎市病院管理規程第8号）第2条に規定する総合運営システムをいう。）の稼働環境下（総合運営システムに係るソフトウェア及びデータ等を格納した一群のサーバ等との接続を基点とした大崎市病院事業内のネットワーク（オンプレミス形態）及び当該ネットワークと接続したパソコン端末その他機器のことをいう。以下同じ）において、R P A (Robotic Process Automation) ソフトウェア（以下「R P A」という。本ソフトウェア稼働に係るサーバ、システム等を含む。）を導入、安定的に稼働させることにより、当該稼働環境下において行われる定型的業務に係る業務の効率化及び精度の向上、人為的ミスの予防等の推進を図ることを目的とする。

また、その使用に当たっては当該ソフトウェアの操作方法、機能等に係る大崎市病院事業職員等の理解及び習得が円滑に図られることが望ましいことから、併せてR P A導入運用支援及び運用保守業務委託を行うこととする。

3 業務概要

(1) R P Aライセンス購入 次のアからキまでに掲げるところのほか、基本7に示すR P Aの機能要件を満たす製品であること。

ア R P Aは、サーバ型製品であること。

イ R P Aは、フローティングライセンス方式及びオブジェクト認識が出来るものであること。

ウ R P Aは、本号ア、イの機能を前提として、総合運営システムの稼働環境下において必要なスペックを有するパソコン端末（8参照）において使用可能なものであること。

エ R P Aは、本号ア、イの機能を前提として、シナリオ作成機能を有するもの、手動実行機能を有するものにつき、設定する同時実行可能数において、そのライセンス管理を行うことができるものであること。

オ R P Aは、本号ア、イの機能を前提として、特定のライセンスにおいて、すべてのユーザー及びすべてのシナリオに係るスケジュール管理を実施することが可能であること。

カ R P Aは、製品すべてのユーザーインターフェースが日本語を基本として表示さ

れるとともに、技術サポート対応、製品マニュアルすべてが日本語対応の製品であること。

キ RPAのバージョンアップや変更、保守対応がある場合、発注者と事前に協議の上、無償でバージョンアップ作業等を実施すること。

ク RPAはインターネット接続がない環境でも認証できること。

(2) RPA実行環境構築・設定業務委託

ア (1)のRPA導入及び稼働につき、発注者と協議の上、実行環境の構築及び設定を実施すること。

イ (1)のRPA導入及び稼働につき、発注者が効率的に当該RPAを利用できるよう環境の構築、設定及び動作検証等を行うこと。

ウ 本号イに掲げるもののほか、(1)のRPAにつき、インストーラー、マニュアル、納品書等一式を発注者が指定する次の場所に納入すること。

大崎市民病院臨床支援センター臨床支援室臨床支援係情報システム担当

所在地：〒989-6183 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号

電話：0229-23-3311（内線3914, 3915）

FAX：0229-23-5380

E-mail：it@h-osaki.jp

エ 次の(3)に規定するRPA導入運用支援及び運用保守業務につき、発注者と協議の上、必要に応じ実行環境の構築及び設定を実施すること。

(3) RPA導入運用支援及び運用保守業務委託

ア (1)のRPA導入及び使用につき、発注者と協議の上、職員等に対し本ソフトウェアに係る教育訓練（操作研修、運用研修）を実施すること。

なおこのことにつき、発注者と協議の上、RPAライセンス発行年月日の直前までの期間において、試行環境下におけるトライアルの実施及びトライアル実施期間に作成されたRPAロボットの本番実施環境へのコンバート作業が可能とした場合においては、当該作業を含むものとする。

イ (1)のRPA導入及び使用につき、受注者において受付担当者又はこれに相当する体制を設置し、問い合わせ等に係る対応を実施すること。

また、このことにつき、次に掲げる事項に關し留意すること。

(ア) Web、電話、電子メール等による受付環境を用意し、迅速に対応すること。

(イ) 原則、平日（暦日より、土曜日及び日曜日、大崎市病院事業職員就業規程（平成18年大崎市病院管理規程第20号）第25条に規定する休日を除い

た日のことをいう。) の9時から17時まで受付し、問合せに対応すること。

(ウ) 問合せ対応等を取りまとめた報告書を作成し、発注者の求めに応じて提出すること。

ウ (1)のRPA導入及び使用につき、発注者におけるシナリオ作成等支援として、受注者において受付担当者又はこれに相当する体制を設置し、Web、電話、電子メール等による対応を実施すること。

この場合における対応について、稼働日時については基本、本号イ(イ)の規定によるものとすることのほか、提供方式の別(担当者等によるチャット対応、リモート対応等)によることを前提として、それぞれ定額制又はパッケージ制によるものとし、このうち回数制によるものについて、上履行期間における予定数量については、時間数として延50時間程度を想定していること。

エ (1)のRPA及び必要なサーバ等ハードウェア一式につき、運用保守(ミドルウェアソフトウェアのバージョンアップ及びセキュリティパッチ適用に伴う動作保証を含む。)を実施すること。

オ その他、本号アからエまでに掲げるもののほか、上記内容に記載のないRPA導入運用支援及び運用保守業務に係る事項に関し、発注者との協議を前提として、これに対応すること。

4 履行期間

(1) RPAライセンス購入

当該ライセンスの購入契約については、契約締結後から令和7年3月31日まで。

当該ライセンスの有効(契約)期間については、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(当該使用期間の延長又は更新をする場合があること)。

(2) RPA実行環境構築・設定業務委託 契約締結後から令和7年3月31日まで

(3) RPA導入運用支援及び運用保守業務委託

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。ただし、当該業務の一部又は全部が(1)に掲げるRPAライセンス購入の内容に含まれるものであった場合における当該業務に係るもの及び当該業務実施回数に応じたチケット制による場合であったときを除く。

また、トライアルの実施については、所管部署と受注者又は選定者との協議を前提として、基本トライアルの実施日から購入ライセンスの発行日の前日までとし、トライアル実施期間に作成されたRPAロボットの本番実施環境へのコンバート業務に係る履行期間については、所管部署と受注者における協議により別に定めた期間によるものとする。

5 履行場所

次の(1)から(6)までに掲げる施設及び場所のとおり。なお、これらの施設は総合運営システムの稼働環境下にあるものであり、また4(2)に掲げるRPA実行環境構築・設定業務委託における作業については、基本(1)に掲げる施設及び場所において実施することとするが、状況に応じリモート対応になることにも留意すること。

- (1) 大崎市民病院本院（宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号）
- (2) 大崎市民病院鳴子温泉分院（宮城県大崎市鳴子温泉字末沢1番地）
- (3) 大崎市民病院岩出山分院（宮城県大崎市岩出山字下川原町84番地29）
- (4) 大崎市民病院鹿島台分院（宮城県大崎市鹿島台平渡字東要害20番地）
- (5) 大崎市民病院田尻診療所（宮城県大崎市田尻通木字中崎東10番地1）
- (6) 大崎市民病院健康管理センター（宮城県大崎市古川千手寺町二丁目3番15号）

6 調達範囲 次の各号のとおり

- (1) RPAライセンス 次の表のとおり。なお、これらは総合運営システムの稼働環境下であること、サーバ型RPAの導入及び稼働環境下であることを前提としたRPA同時開発・実行ライセンス数管理（フローティングライセンス方式）を前提としたものであること（3(1)イ参照）。

区分	数量	備考
シナリオ作成機能を有するもの	同時開発数3	増設する場合あり。
手動実行機能を有するもの	同時実行数5	増設する場合あり。
ユーザー及びスケジュール管理機能を有するもの	1	

- (2) 上記のシステム稼働に必要なサーバ等ハードウェア一式

このことについて、基本としてサーバについて発注者が所有する仮想化サーバを利用すること（当該仮想化サーバに設定する仮想領域に対し、当該RPAその他関係システム一式を導入し、必要な設定をすること）を想定しているが、製品上物理サーバ等（パソコン端末である場合を含む。）別に設置することが必要又は望ましいとする場合については、当該物理サーバ等の設置等に必要な費用につき、見積額に含めるものとすること。

なお、当該物理サーバの設置等については、次の表に掲げる物理サーバの設置等に係る基本要件の遵守につき留意すること。

物理サーバの設置等に係る基本要件

- (1) 対象サーバは、ラックマウントタイプで用意すること。またサーバラックは発注者が所有する19インチ42ユニットラックのものを使用すること。
- (2) 対象サーバに係る電源を冗長化すること。ラック内の電源が不足している場合等、必要な場合は発注者に報告後、増設工事を行うこと。
- (3) 対象サーバは、時刻同期が取れること。なお、すでに時刻同期している電子カルテシステムサーバと連携して対応すること。
- (4) 対象サーバとクライアント間の通信は基本的にH T T Pプロトコルのみであること。
- (5) 対象サーバにおける使用する用語、メッセージ、定数等をオンライン画面からメンテナンスできること。
- (6) 対象サーバについて、実行したバッチ処理の一覧を参照できること。また開始・終了時刻も参照できること。
- (7) 対象サーバについて、C P Uの性能や数量、メモリ容量、ディスク容量について、最新の技術・製品動向や当院の規模、データ保存期間等を基に、適切な容量を積算し搭載すること。
- (8) 対象サーバその他関連機器等については、最大負荷時においても迅速な処理が発揮できるものであること。また、十分な拡張性を有すること。
- (9) 対象サーバについて一時ファイルやログファイル残存等によるシステム停止や機能低下等が発生しないものであること。
- (10) 対象サーバのシステムを停止することなく、自動的にデータバックアップが実施されること。また、障害発生時は、バックアップから容易にシステム復旧することができること。なお、データバックアップ開始時刻は、任意の時刻に変更できること。
- (11) 対象サーバについて、必要に応じ手動でデータバックアップがとれること。
- (12) 対象サーバについては、R A I D構成とする等の措置により、十分な障害対策を講じていること。
- (13) 対象サーバについて、稼動後一定の年数が経過し、データが蓄積された状態においても、応答時間が低下しないよう対策を講じること。なお、稼働当初及び毎年度末のレスポンス試験結果を受注者に報告すること。
- (14) 対象サーバについて、サーバO S等、当該サーバの稼働に必要なソフトウェア等一式については、当該サーバに含むものとすること。
- (15) 見積額について、本体サーバ及びサーバO S等関係品一式のほか、搬送費、設置費等付帯経費についても、漏れなくこれを算入すること。
- (16) 対象サーバ及びサーバO S等に係る障害対応等について、ヘルプデスク

又はこれに相当する体制を設置し、必要に応じてこれに対応すること。

また、発注者が所有する仮想化サーバへの導入設定費用等及び手続について、受注者は、発注者と協議の上、これを定め、対応すること。

7 RPAの機能要件 別紙のとおり

8 発注者利用端末（システム動作環境） 次の表のとおり

OS	Windows10 以上 (64bit 版)
CPU	インテル Core i5 第12世代以上
メモリ	DDR4 8GB 以上
内蔵 SSD	SSD 256GB 以上
Web ブラウザ	Microsoft Edge, Google Chrome
Office ソフト	Microsoft Office 2010 以上

注) 契約期間中に動作環境が変更となり、発注者利用端末に設定変更が必要な場合は、その支援を行うこと。

9 付帯事項

- (1) 受注者は、関係法令を遵守して業務を遂行すること。
- (2) 受注者は、本業務の関係者とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。
- (3) 受注者は、緊急時の連絡体制と現場の初動体制を明確にした上で、不測の事態により実施内容に支障が生じた場合、発注者と協議の上速やかに対応すること。
- (4) 受注者は、発注者におけるセキュリティポリシーに係る規定を遵守し、厳格な情報保護対策、滅失対策を講じること。
- (5) 受注者は、業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び発注者における個人情報の保護に関する規定に則り、その取扱いには十分留意し、漏洩、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。
- (6) 受注者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。業務終了後も同様とする。また、本業務を遵守するための秘密保持契約を締結する等、秘密保持について必要となる措置を行うこと。
- (7) 本事業の実施にあたり制作した成果品について生ずる一切の著作権は、全て発注者に帰属するものとする。第三者の著作物を使用する場合、発注者が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

- (8) 受注者は、定期的に進捗報告を行うこと。具体的な事項は、別途発注者と協議の上決定すること。
- (9) 受注者は、会議及び打合せの開催日から1週間以内に議事録を発注者へ提出すること。
- (10) 受注者は、システム導入過程において、懸案事項や問題等が発生した場合、直ちに発注者に申し出て協議を行うこと。
- (11) 受注者は、機器等の搬入及び設置、ソフトウェアのインストール等の作業を行うこと。
- (12) 発注者へ提供・納品したソフトウェア及び既存システムとの連携設定その他すべてのものについて、ベンダー作成の技術仕様書を納めること。ベンダー作成仕様書を納める時期は稼動後3か月以内とする。
- (13) 受注者は、導入した全ての機器やソフトウェア等に関して、アフターサービスや修理、部品等の提供、各種相談の受付・連絡窓口を一本化し、常時迅速に障害対応できる体制を確保すること。
- (14) 仕様変更やメンテナンス等でソフトウェアの稼働停止が必要な場合は、適用時及び翌日の立会いを行うこと。
- (15) 仕様変更やメンテナンス等でソフトウェアの稼働停止が必要な場合は、受注者の責任において、停止時間帯に本来実施すべきであった処理を漏れなく行うこと（停止時間帯に起動するバッチ処理を復旧後に手動で起動する等）。
- (16) 本仕様及び構成等について、発注者に無断で他施設等へ情報提供は行わないこと。

1.0 支払及び請求方法について

- (1) RPA実行環境構築・設定業務委託
給付の完了の確認又は検査の確認が終了した後、受注者から適法な支払請求を受けた日から30日以内において、その全額を支払うこととする。
- (2) RPAライセンス購入
当該契約に基づき、受注者から適法な支払請求を受けた日から30日以内において、その全額を支払うこととする。
- (3) RPA導入運用支援及び運用保守業務委託
基本、2(4)ウの期間、毎月12分の1ずつ支払うこととする。ただし、チケット制又は2(4)ウに掲げる期間における当該サービス提供に係るものとして使用許諾契約その他同等の契約によりこれを給付することとされているものにおいては、当該契約に基づき、受注者から適法な支払請求を受けた日から30日以内において、その全額を支払うこととする。

1 1 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団等排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

1 2 その他

- (1) 受注者は、納入完了までの導入スケジュールを、発注者と協議の上決定すること。
- (2) 執務、既存の建物及び設置物に損害を与えないように業務を実施すること。
- (3) 業務実施に関して疑問が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (4) 作業完了後は、作業完了報告書を発注者に提出し、発注者側の承認を得ること。
- (5) 本仕様に記載のない事項であっても、業務遂行に必要となる事項等については、発注者と協議の上対応するものとする。
- (6) 業務遂行上知り得た発注者の機密事項や他企業の情報については、守秘義務を遵守すること。

以 上

別紙 機能要件一覧表

No.	要件分類	機能要件	区分
1	基本要件	サーバやクライアント端末において、動作に必要な環境構築を行うこと（仮想化サーバ利用については仕様書参照）。	必須
2		Web画面、Office製品等のWindowsアプリケーション、CSV等のテキストファイル、その他業務システム全般の操作が可能なこと。また、その際の操作方式として、原則オブジェクト認識方式であること。	必須
3		導入するRPAは、設計上の欠陥や製造上の欠陥を排除したものであり、導入後にこれらの欠陥が判明した場合には、契約業者の責任のもと、直ちに適切な対策を講じること。	必須
4		データの保存期間については、法令等で定めた保存期間を最低期間とするが、法令等に定めのないデータについては別途発注者と協議の上決定すること。	必須
5		仕様書に記載されていない機能をパッケージとして有している場合、無償提供すること。ただし、実際に適用するかどうかは発注者の判断によるも	必須
6		医療情報系ネットワークに相乗りさせる形態とし、端末は電子カルテ端末を共用すること。	必須
7		ユーザー・マスターは電子カルテシステム（株式会社ソフトウェア・サービス社製電子カルテ）等発注者が指定するシステムのものを参照すること。	必須
8		職階、職種、利用者ごとに、アクセス制御ができる。なお、他に有用な制御方法がある場合は発注者に提案すること。	必須
9		利用者の権限に応じて、使用できる業務のみがメニュー上に表示され、使用できない業務は選択できない、又は表示されないこと。	必須
10		保守・運用を行う際に、登録された業者と発注者以外がシステムに対してアクセスできないような仕組みを用意すること。	必須
11		全ての帳票（シナリオ等）を画面上でプレビューできること。	
12		ファイル出力機能がある項目については、出力時に、CSV等のファイル形式が選択できること。	
13	ライセンス	規模に応じて容易に開発環境及び実行環境のスケーリングが可能なこと	必須
14		不具合対応、バージョンアップ等のパッチは無償で提供されること。	必須
15	基本機能	ユーザーのワークフローを考慮したボタン配置及び画面遷移であること。	必須
16		構造解析機能を用いたシナリオ作成を行いアプリケーションの変化への耐久性を高めることができること。画面の解像度、背景色、アスペクト比に左右されず動作できること。	必須
17		フローの可読性・保守性の維持のため、各処理・各変数の命名、コメント文の追加、サブルーチンの機能を有すること。	必須
18		サブルーチンについて、共通処理部分をサブルーチン化し、複数のメインフローから呼び出し可能のこと。 また、共通部品で修正が必要な場合は、当該サブルーチンの修正のみで完結し、メインフローの修正作業は不要であること。	必須
19		外部プログラム（batやscript等）の実行ができること。	必須
20		各画面のレイアウト、色合い、構成について統一性を持ち、見出しをつけるなど利用者がわかりやすく使いやすい設計であること。	必須
21		画面構成は、操作方法やボタン配置、名称（例：取消し、キャンセル）等には一貫性が取れています。	必須
22		画面構成は、背景色、字体、サイズ、字間隔、行間隔、行の着色等において、一貫性が取れています。	
23		ステップ実行やブレークポイント設定による部分実行ができる。	必須
24		フロー実行時のエラーについて、エラーが発生した処理名の取得やログの書き出し等、エラー内容やエラー原因を容易に確認・解析できること。	必須
25		エラー発生時の例外処理を実装できること。	必須
26		作成したフローの情報をドキュメント化できること。	必須
27		フロー実行中もキーボード、マウス等のPC操作が可能のこと。	必須
28		フロー実行中にスクリーンセーバーが起動しても正常に動作すること。または、スクリーンセーバーの起動を抑止できること。	必須

別紙 機能要件一覧表

No.	要件分類	機能要件	区分
29	管理機能	許可のない第三者の不正操作、盗み見を予防する擬似的な端末ロック画面機能(Windowsログイン画面と同様)を有すること。	必須
30		フローの管理を一元的にできること(実行スケジュール、稼働状況、権限設定、ログ確認等)。	必須
31		フローをスケジュール実行できること。	必須
32		シナリオの起動・停止日時などの管理機能を有すること。	必須
33		同時に複数のフローを実行できること。	必須
34		管理用端末からフローの実行指示、強制停止が可能なこと。	必須
35		実行ログについて、出力形式や出力内容、出力場所のカスタマイズができること。	
36		フローから任意に必要な情報をログに出力できること。	
37		ログの改ざんが不可能であること。(ログへのアクセス制御でも可)	必須
38	マスタ関連	ソフトウェアの仕様変更は、可能な限りマスタメンテナンスで対応可能とすること。	必須
39		受注者は、各種マスタを作成・修正するためのマスタメンテナントツールを用意すること。	必須
40		関連するマスタは、相互の整合性をチェックできること。	必須
41		全てのマスタをCSV等のファイルで出力できること。	
42	シナリオ作成機能	フローチャート形式で記述ができること。	必須
43		エラー処理分離の記述ができること。	必須
44		ステップ実行やブレークポイント設定による部分実行ができること。	必須
45		エラー発生時に実行状況の追跡ができること。	必須
46		ライブラリ機能があること。	必須
47		操作記録以外でのプログラムの追加ができること。	必須
48		作成済みのフローを再利用(コピー等)して新規フローを作成できること。	必須
49		条件に応じた処理の分岐を行うことができること。	必須
50	操作記録機能	GUIを利用した操作記録・動作ができること。	必須
51		Windowsクライアント画面の操作記録・動作ができること。	必須
52		Webクライアント画面の操作記録・動作ができること。	必須
53		変更箇所を容易に特定できるフローチャート形式のシナリオを作成し、変更に迅速に対応できること。	必須
54		アプリケーション画面内相対位置により操作対象の認識ができること。	必須
55		指定した画像のマッチングを行い、その結果を取得できること。	必須
56		Windows画面やWebアプリケーションのHTML/CSS構成を分析し、操作対象のオブジェクトを認識し、操作記録・動作ができること。	必須
57		マクロ実行を伴わないExcel操作などシナリオに組み込む際の端末操作を専有しない機能を有すること。	
58	その他	調達するRPAは、当該製造販売事業者にて正規販売代理店証明が受けられること。	必須
59		サポート対応について、電話及びメール、あるいはWEB問い合わせによる問い合わせ時に、必要な知識や経験を有する者によるアドバイス等の支援を迅速に行う体制を有すること。	必須
60		端末機の更新や運用の変更などに伴い、利用ライセンスを別端末に移すことができること。	必須